

成年年齢引下げに伴う消費者被害拡大防止のための実効性ある施策の実現を求める
会長声明

- 1 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「本法律」という。）の施行日である2022年（令和4年）4月1日まで半年を切った。
- 2 民法の成年年齢引下げについての2009年（平成21年）10月の法制審議会の意見は、成年年齢の18歳への引下げを適当としつつも、その前提条件として、①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れることを掲げていた。

また、本法律の成立に際し、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされた。そこでは、本法律の施行にあたり、①知識・経験・判断力不足等の事情を利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を本法律成立後2年以内に創設すること、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を本法律成立後2年以内に行うこと、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表することなどが求められた。これらの施策は、本法律が法制審議会の示した前提条件を達成しないまま成立したという状況を踏まえ、施行までに必ず実現しなければならない施策として示されたものであった。

以上のとおり、成年を18歳に引き下げるといっても、若年者は、主体的に取引を為すための知識・経験・判断力等を十分に備えない存在であって、後見的保護（救済手段・教育）の必要性を立法者も認めているのである。

ところが、施行まで半年を切った現時点においても、若年者を後見的に保護するいずれの救済手段もいまだ十分に実施されていないと言わざるを得ない状況にある。即ち、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の創設については、既に附帯決議で定められた期限を大幅に経過しているにもかかわらず、成立の目途も立っていない。若年者の消費者被害拡大に対する施策の整備は急務である。

- 3 また、消費者教育については、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」等が実施されてはいるものの、消費者庁が生徒向けに用意した教材である「社会への扉」には、未成年者取消権に関し、18歳未満の人物が未成年者取消しができる旨が書かれているだけであり、18歳以上の若者向けにはクーリングオフ制度を紹介するにとどまっている。後述する国民生活センターの記事では、若者が実際に巻き込まれやすい消費者被害について、トラブル防止のポイントとして「お金がないなら契約しない」「うまい話はありません」「借金をしてまで契約しない」「ウソをついてまで借金することは絶対にやめましょう」「トラブルにあったら電話やメール等の記録を残しましょう」といった注意喚起をしているが、「社会への扉」ではこのようなトラブルに巻き込まれた際の具体的な解決方法や基本的な心構えといった一番大切なことについても触れられていないことなどを踏まえると、消費者被害予防につながる実践的な消費者教育が十分に行われているとは言い難い。さらに、成年年齢の引下げ自体の周知はされても、未成年者取消権を18歳で失うことによる消費者被害拡大のおそれについての周知徹底も十分になされているとはいえない。

以上のとおり、附帯決議で要求される施策の実現は、甚だ不十分であると評価せざるを得ない。

- 4 そうした中で、若年者の消費者被害は一向に沈静化の様子を示さず、多くの若者が消費者被害の喰い物にされている。

国民生活センターは、今年度からホームページにおいて「若者向け注意喚起シリーズ」という表題で若者の間で増加しているトラブルの紹介をしており、それ

ぞれの被害について被害者の属性を分析しているが、そこで公開されている統計によれば、これらのトラブルの被害者に占める10代及び20代の割合や10代の相談件数は、概ね全てのトラブルについて右肩上がりとなっている。本年9月の記事である「怪しい副業・アルバイトのトラブル」についてしてみると、全相談件数における10代、20代の相談件数の割合は、2016年度（平成28年度）が26.3パーセントに対して2020年度（令和2年度）で38パーセントと約1.4倍に増加し、10代の相談件数については2016年度（平成28年度）が70件に対して2020年度（令和2年度）は222件と3倍以上に増加している。このように消費者被害相談における10代、20代の割合や件数が年々増加傾向にある。到底、成人年齢を18歳にするための前提が整ったと評価することは出来ない

- 5 上記の状況を踏まえ、当会は、国に対し、上記附帯決議に示された各施策の速やかな実現を求めるとともに、その施策実現が時期的に困難であることに鑑みて、施策が実現するまで未成年者取消権の行使可能年齢を引き下げる部分について施行日を延期することを求める。

2021年（令和3年）12月6日

長野県弁護士会

会長 久保田 明 雄